

## 国立大学教育研究評価委員会（第77回）議事録

1. 日 時 令和7年6月30日（月）10時00分～10時45分

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者

（委 員）アリソン委員、磯委員、井上委員、小関委員、小林委員、玉田委員、  
土川委員、豊田委員、長坂委員、中根委員、濱中委員、山内委員  
（事務局）服部機構長、光石理事、西田理事、光田教授、鳩田教授、渋井教授、  
成相評価事業部長、堀内国立大学評価室長、片桐国立大学評価室室長補佐、  
川島国立大学評価室室長補佐 他

4. 議 事

- （1）達成状況評価及び現況分析における共通方針について
- （2）専門委員の選考について
- （3）学部・研究科等の現況分析単位に関する学系分類について
- （4）国立大学教育研究評価委員会運営内規の改正について
- （5）その他

5. 議事録

（○：委員、●：事務局）

○委員長 定刻となりましたので、ただいまから第77回国立大学教育研究評価委員会を開催いたします。本日は浅見委員、矢口委員が御欠席で、13名の委員の皆様に御出席いただいております。（注：委員会当日、三成委員が欠席したため12名の出席）

それでは、議事に入る前に、まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

● 事務局から御説明をさせていただきます。本日第77回の議事次第にございますおり、議事は5点となっており、1つ目、達成状況評価及び現況分析における共通方針について、2つ目、専門委員の選考について、3つ目、学部・研究科等の現況分析単位に関する学系分類について、4つ目、国立大学教育研究評価委員会運営内規の改正について、5つ目、その他でございます。

資料につきましては、次第にお示しのとおりでございます。よろしくお願ひします。

○委員長 どうもありがとうございます。資料1の第76回本委員会の議事録（案）に

つきましては、事前に各委員に資料の確認をいただいておりますので、確定とさせていただきたいと思います。

<議事（1）①>

○委員長 それでは、達成状況評価及び現況分析における共通方針につきまして、審議をお願いしたいと思います。達成状況評価、現況分析のいずれも、複数のグループや部会等に分かれて評価を実施していただきます。共通方針は、これらのグループ間、部会間におきまして評価結果の表現等にばらつきが生じるために共通認識として定めるものということになります。

まずは達成状況評価における共通方針につきまして、審議をお願いいたします。この議事につきましては、ワーキンググループにおいて検討を進めていただいております。まずはワーキンググループの検討状況につきまして、主査の豊田副委員長より報告をお願いいたします。

○副委員長 それでは、ワーキンググループの検討状況について報告いたします。

来年度（2026年度）の第4期中期目標期間の教育研究評価（4年目の終了時評価）を実施するに当たりまして、各評価者は、既に各法人等への意見募集（パブリックコメント）の上で、本委員会で決定しております「評価実施要項」と「評価作業マニュアル」に基づきまして、評価作業を行うこととなっております。

今回の共通方針は、各評価者が共通認識の下で適切かつ円滑に評価作業を遂行できるよう、前回（第3期）の経験を生かして、明文化しようとするものであります。

また、この共通方針を各法人等に公開することによりまして、評価の公正性・透明性が高まるることを期待しております。

ワーキンググループにおきましては、各法人の中期目標・中期計画に対する「達成状況評価」、各学部・研究科等（現況分析単位）の「現況分析」の評価作業に当たり、評価者が共有しておくべき方針（考え方）を議論いたしまして、それぞれ共通方針（案）を取りまとめました。具体的な内容につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○委員長 どうもありがとうございました。続きまして、事務局より説明をお願いいたします。

● それでは、事務局から御説明をさせていただきます。資料2-1及び2-2を用いて、御説明をいたします。まず、資料2-1を御覧いただければと思います。

参考までに、資料2-2は昨年度に決定いただきました評価作業マニュアルの関係部分の抜粋として御用意しておりますことを申し添えます。

それでは、資料2-1を御覧いただければと思います。

第4期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（案）となってございます。先ほど委員長から御説明いただきましたが、本共通方針は、1月に開催した国立大学教育研究評価委員会において取りまとめていただいた実績報告書作成要領と評価作業マニュアルに基づきまして、実際に専門委員の先生方に評価をいただくに当たって、8つのグループの間の共通理解を得るための方針となります。評価をする際に、この方針の考え方も踏まえて評価を実施していただきたいという趣旨でお示しするものとなります。

まず、各評価者の先生方に対して、各評価結果の平仄等がばらばらにならないこと、また、既にマニュアル等に記載されている内容について分かりやすく明文化していくことを目的としてございます。さらに共通方針について、今後、公表も考えておりますので、各国立大学法人等が報告書を作成するに当たって、どのように評価されるかを踏まえて作成いただくということも考慮してございます。本日の本委員会で御承認いただけましたら、速やかに公表し、下半期に予定しております全ての国立大学法人等の実務担当者研修会、また、年明けに予定しております評価いただく先生向けの研修会等で御説明していくことを考えております。

それでは、具体的な説明に入らせていただきます。まず、資料2-1、1ポツ目について、中期目標、中期計画及び評価指標の分析です。まず、こちらは各法人が提出しました達成状況報告書を基に御判定いただくこととなります。評価者の先生方が判定いただくに当たって、優れた点、特色ある点を抽出する際の留意点になります。「達成水準を大きく上回ることが見込まれる（iii）」判定とする場合には、「大きく上回る水準」として各法人が設定した評価指標の「130%以上」を達成していることを目安としつつ、基準値となる目標値の設定状況や目標の困難度等を踏まえて、評価指標ごとに判定いただくこととなることを明記してございます。なお、130%の解釈について、各法人が中期計画に記載した評価指標の記載に忠実に行うものとして、具体例を記載してございます。また、出席率100%などといった130%の値が算出できない場合には、基本的にii判定とし、基準値及び目標値の設定状況や目標の困難度等を踏まえて、iii判定とすることができる旨を記載してございます。

続きまして、資料3ページ、2ポツ目でございます。現況分析結果等との関係になります。達成状況を判定するに当たっては、現況分析の結果及び研究業績水準判定結果も参考資料としていただきたい旨を記載してございます。こちらにつきましては、現況分析の結果等とともに著しい齟齬がないように御確認いただきたいという趣旨でここに記載してございます。

続きまして、3ポツ目、意欲的な評価指標の取扱いについてでございます。「意欲的な評価指標」というのは、各国立大学法人等の中期目標・中期計画において、特色ある活動や高い目標が積極的に挙げられており、各国立大学法人等の質的向上を促すために意欲的であると各法人が考える目標を文部科学省で認定しているものになります。文部科学省の実施要領におきましても、この認定された評価指標については、高い目標を設定いただくことになっておりますので、評価が下がるリスクを考えると、法人として高い目標が立てにくいということを踏まえて、各法人の質的向上を促す観点から、中期計画の各項目について達成状況だけを評価の対象とするのではなく、その状況に至るまでのプロセスや内容を評価するなど適切に評価してほしいということを、文部科学省の業務実績評価でもうたわれてございます。

それから、第3期においても共通方針に書かれておりましたので、段階判定のところで意欲的な評価指標については、達成水準を満たした場合には、ほかの評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも高く評価すること、また、即座にi判定としないことを第4期でも記載したいと考えております。なお、米印の2として、高く評価する際についての点数も明記してございます。iiiと判定されたものにつきましては、3点ではなく4点、iiと判定されたものにつきましては、2点ではなく3点と加点の影響度合いも考慮しながら、それぞれ1点ずつ加点することいたします。ただし、達成水準を満たしていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合には、「達成水準を満たしていないことが見込まれる（i）」と判定しないこととなるため、このような達成水準を満たしていないii判定の場合には加点しないこととしております。

これに関連いたしまして、資料5ページ、段階判定の流れを御覧いただければと思います。今、御説明いたしましたのは上段にあります評価指標の達成状況、評価指標段階判定の箇所となります。意欲的な評価指標については、大きく上回って達成iii判定となった場合は、通常3点となるものが4点とされ、達成ii判定となった場合には、2点ではなく3

点とされることになります。

続きまして、4ポツ目になります。「大学機関別認証評価結果」等の他の評価結果との関係について、達成状況評価の評価者の先生方には、基礎資料として、認証評価の結果や文部科学省の重点支援の評価結果、それからデータ分析集などを提供させていただきます。これらの評価結果と齟齬がないように、評価の結果で改善を要するような事項がある場合には、これらも確認いただくこととして、ここに記載してございます。

最後は資料4ページ、5ポツ目ですけれども、評価結果報告書の作成の方向ということで、評価者の先生方には評価結果報告書を御作成いただきます。そこに理由等も御記載いただることとなります。第3期までは、その判断理由等の表現に少しばらつきがある部分がございましたので、下の黒ひし形の例にありますとおり、機構で留意点を幾つかお示してございます。

説明は以上となります。

○委員長 どうもありがとうございました。詳しく説明していただきました。ただいまの説明に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。人数もそう多くありませんので、自由に、特に手を挙げないで、すぐに発言していただいて結構だと思います。よろしくお願ひします。何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特ないようですので、達成状況評価における共通方針の内容につきましては、確定ということにさせていただきます。なお、字句修正等を含め、今後修正が必要な場合には、委員長である私に御一任いただきますようによろしくお願ひいたします。

<議事（1）②>

○委員長 それでは、次に現況分析における共通方針につきまして、審議をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

● 事務局より御説明をさせていただきます。資料3-1を御覧ください。資料3-2は先ほどと同様、マニュアルの関係部分の抜粋として御用意しております。

先ほどの達成状況判定会議と異なり、現況分析部会は分野別に11学系ございまして、各学系の共通理解を得るための方針となります。達成状況判定と同様に評価する際に、この共通方針の考え方も踏まえて評価いただきたいというものになります。こちらも同じく公表することを予定してございます。

それでは、資料3-1を御覧ください。本共通方針（案）は、教育の現況分析、そして

研究の現況分析で構成をしております。

まず初めに、教育の現況分析について御説明いたします。1ポツ目では分析項目の分析で、1つ目の丸では、評価者の先生方が、各法人が提出した現況分析の調査表の中から、特記事項に記載された優れた取組等を御覧いただき、特記事項の中から「優れた点」、「特色ある点」を抽出できること、また、2つ目の丸では、その際の留意点を示してございます。

2つ目の「教育活動に関するデータ」の分析ですが、教育活動に関するデータは現況分析基本データ（教育に関する12指標）及び政府公表データ（国家試験合格率等）の2種類がございまして、これらの指標について、同じ学系内における他法人の学部・研究科等との比較や、当該学部・研究科等との経年変化等を分析した結果、加点または減点の要素となり得ることを記載してございます。

資料2ページ目、3ポツ目の分析項目の段階判定について、まず（1）としまして、段階判定をする際は、「教育活動に関するデータ」の調査・分析と「第4期中期目標期間に係る特記事項」で抽出された「優れた点」、「特色ある点」を総合して、各分析項目の下の区分表にある4段階で判定いただくということを示してございます。

（2）では、4段階での判定について、上から「特筆すべき高い質にある」、2つ目の「高い質にある」、3つ目の「相応の質にある」、そして「質の向上が求められる」についての考え方を示してございます。また、改善を要する点が抽出されたものにつきましては、原則として上の3つの判定はしないということを記載してございます。ただ、「改善を要する点」がある場合でも特記事項から抽出した「優れた点」、「特色ある点」の内容によっては、その1つ上の「相応の質にある」と判定することができることとしてございます。これは、「改善を要する点」がついていると必ず一番悪い評価になってしまうということになりますと、一番下の判定が著しく多くなってしまうことも考えられますし、改善を要する点にも様々な程度があり、許容されるものは救済できるよう、内容によっては「相応の質にある」の判定にすることを示してございます。

ここまでが教育の現況分析の方針となります。

続きまして、研究の現況分析になります。

資料3ページ、1ポツ目、研究についても、教育の分析と同じ取扱いとしたいと考えておりますことを1つ目の丸で示してございます。

2つ目の丸では、研究の現況分析の評価に当たっては、研究業績説明書を基に判定結果

を出していただきますが、教員が多ければ業績も多くなるということもございますので、本務教員数や業績数など、規模感を勘案して評価いただきたいことを書いてございます。研究業績水準判定につきましては、「S S」、「S」、「S未満」の3段階で判定いただくことを記載してございます。

5ページの参考、研究業績の水準判定の基準にも「評価作業マニュアル」の抜粋を付しておりますが、念のため、ここにも研究業績水準判定は3段階で行われることを記しております。

2つ目のポツ、「研究活動データに関するデータ」の分析ですが、研究活動に関するデータには、現況分析基本データ（研究に関する16指標）及び研究活動状況に関する資料（論文数等のデータ）の2種類がございます。これらの指標につきましては、教育と同様に、同じ学系内における他法人の研究組織との比較や、当該研究組織の経年変化等を分析した結果、加点または減点の要素となり得る旨を記載してございます。

3ポツ目の分析項目の段階判定では、教育での記載、考え方と同様ですので、割愛させていただきます。

最後に、評価結果報告書を評価者の先生に御作成いただきますが、そこに記載いただく判断理由につきまして、前期までは評価者によって少しばらつきがありましたので、調整が必要だったこともございます。そうならないように留意点を示してございます。

説明は以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、皆様のほうから御意見、御質問等ありましたら御発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、現況分析における共通方針の内容につきまして、これで確定ということにさせていただきます。なお、字句修正等を含め、今後修正が必要な場合には、私に御一任いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の題目に進みます。

<議事（2）>

続きまして、専門委員の選考について審議をお願いいたします。まず、資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

● それでは、御説明をさせていただきます。資料4-1を御覧いただければと思いま

す。

第4期専門委員の委嘱に関するスケジュール（案）となってございます。上から令和7年度6月、本委員会におきまして配置方針を御議論いただきまして、御了解いただけましたら、その下の令和7年度7月、本委員会を開催し、委員長を御指名いただき、その後、速やかに専門委員選考委員会の第1回を開催したいと考えてございます。そこで、まず達成状況判定会議の専門委員候補者、9月に現況分析部会の候補者、12月に研究業績水準判定組織の候補者を選出いただきます。そして来年2月の本委員会におきまして、評価委員の配置を決定し、3月には評価者研修を開催するスケジュールとしたいと考えてございます。

続きまして、資料4-2を御覧いただければと思います。

専門委員の配置方針（案）をお示ししてございます。専門委員の選考方針につきましては、昨年度10月の本委員会にお諮りしてございますけれども、配置方針につきましては前期から変更はございません。役割につきましても、前期と同様に達成状況判定会議にはグループリーダーを置きまして、その下にサブリーダーとしまして、本委員会の委員から1名ずつ入っていただきます。チーム主査、副担当、有識者はグループごとに1名ずつ置き、主担当は法人ごとに1名置くこととなってございます。

現況分析部会におきましても、11の学系別に振り分けまして、それぞれ部会長、副部会長、そして、主担当、副担当を置きます。部会長につきましては、それぞれの学系ごとの現況分析部会を開催する際の議長となっていただくことで考えてございます。なお、研究業績水準判定組織につきましては、科学研究費補助事業の分類における中区分ごとに部会を編成し、それぞれ専門委員の方に御審議いただくこととなってございます。主担当につきましては、教育担当と研究担当に分けまして、例えば、学士課程、大学院課程、専門職大学院等の課程別に単位を分類いたしまして、1人当たり主担当は教育ですと、第3期は5組織程度でございましたが、第4期におきましては10組織程度、研究であれば、第3期は10組織程度でございましたけれども、第4期におきましては15組織程度を御担当いただきまして、地域や所属大学を考慮しながら振り分けたいと考えてございます。

今期、お一人当たりの担当する組織数は増えてございますが、国立大学法人等及び評価者の負担軽減を図ることを目的といたしまして、認証評価に準じた項目が除外となった上、現況調査表の記載分量や別添資料が削減されておりますので、主担当の作業負担は増えないものと考えてございます。

研究業績水準判定につきましては、科学研究費補助事業の分類における中区分ごとに部会を編成することとしておりますので、その部会ごとに部会長と副部会長を置くこといたします。部会長につきましては、必要に応じて各評価の調整を行っていただいて、副部会長にはサポートいただくという体制となってございます。

最後に資料4-3でございます。専門委員選考委員会設置要項となってございます。第3期からの変更は特にございません。構成等につきましては、本委員会の委員をメインに、その他の分野については、機構の教員やその他委員長が必要と認めた者から選出することとしてございます。なお、今年度の選考委員につきましては、来月7月に教育研究評価委員の改選がございますので、改選後に委員長に御指名いただくことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

前の案件に比べると、もう少し話は単純なことだと思いますけれども、人数は多い話でありますので、もし何かありましたらお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは、専門委員の選考方針、配置方針につきまして、おおむね了承いただきました。スケジュールに基づき、7月の委員改選後に専門委員選考委員会委員を指名する予定ということになっております。なお、専門委員選考委員会の会議運営はワーキンググループに準ずるものといたします。このことについて、もし何か御質問がありましたら、お願ひいたします。特にないようでしたら、このことにつきましても確定ということにさせていただきます。

以上のことにつきまして、修正等がありましたら、また私のほうに御一任いただくということでおろしくお願ひいたします。

<議事(3)>

○委員長 それでは、次に、学部・研究科等の現況分析単位に関する学系分類について、御議論をお願いします。

まずは資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

● それでは、資料5を御覧いただければと存じます。学部・研究科等の現況分析単位に関する学系分類についての(案)となってございます。現況分析単位につきましては、本年、令和7年3月4日に行われました文部科学省国立大学法人評価委員会の総会におき

まして、学部・研究科等の現況分析の単位、教育につきましては、806組織、研究につきましては、597組織、計1,403組織が決定されてございます。

参考資料2としまして、大学改革支援・学位授与機構が行う教育研究の状況についての評価における現況分析の単位一覧をお示してございますので、御参考にしていただければと思います。各現況分析単位につきまして、大学共同利用機関を抜いた10の学系のうち、教育面及び研究面のいずれの学系で評価を受けるかということを各国立大学法人等に照会をさせていただきました。

参考資料3としまして、学部・研究科等（現況分析単位）の学系部会への分類についてということで、照会文を御参考につけさせていただいてございます。その結果を取りまとめたものが、この資料5となってございます。

それでは、資料1ページ目でございます。こちらが総括表となってございまして、具体的な現況分析単位につきましては、教育について、その後2ページから20ページ、研究につきましては、21ページから36ページに具体なものをお示してございます。それぞれの学部・研究科等がどの学系で評価されるかが記載されてございます。基本的には各法人の希望ということで記載されておりますので、意向を尊重して決定したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございます。このことにつきまして、何か質問等がありましたら御発言をお願いいたします。各大学の希望に応じて作成ということなので、恐らく問題ないだろうと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。これも同じく修正等がもし必要になりましたら、私に御一任いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

<議事（4）>

○委員長 それでは、次に、国立大学教育研究評価委員会の運営内規につきまして、審議をお願いしたいと思います。まずは事務局より説明をお願いいたします。

● それでは、資料6を御覧いただければと思います。こちらは国立大学教育研究評価委員会運営内規の改正案となってございます。改正箇所につきましては、赤字で示してございます。上から見てまいりますと、まず、第2条につきまして、構文的な修正、技術的な修正でございまして、「各」と「ごと」が重複するため、「各」のほうを削除してござ

います。

次に、2ページ目にお進みいただきまして、第8条第4項の最後の一文を削除してございます。第3期の中期目標期間の現況分析部会におきましては、学系部会の出席者を部会長及び副部会長に限ってございましたが、第4期中期目標期間の評価におきましては、その他の専門委員の意見も広く取り入れることを目的といたしまして、部会長及び副部会長に限定せず、出席者とする可能性を踏まえまして、修正をかけたものでございます。

最後に、4ページ目の別表第1を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、達成状況評価におけるグループチームの編成についての表となってございます。第4期中期目標期間におきましては、前期、第3期中期目標期間と比べまして、国立大学法人数が減少してございます。90法人あったものが85法人と変更になっていることありますとか、前期における評価の実施状況を踏まえた上で、チーム数を削減する方向で進めたいと考えてございます。これによりまして、会議数ですとか、専門委員数の削減が認められることとなります。

説明は以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、国立大学教育研究評価委員会運営内規の改正につきまして、これにて確定ということにさせていただきたいと思います。字句修正等を含め、今後修正が必要な場合には私に御一任ということでおろしくお願ひいたします。

<議事（5）>

○委員長 それでは、最後に今年度のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

● それでは、資料7を御覧いただければと存じます。

今後のスケジュールについて、御案内させていただきます。今後のスケジュール、上から2番目に書いてございますのが本日の会議でございます。続きまして、7月1日より新しい委員任期が開始されることから、7月上旬には委員長、副委員長を選出いただくための書面審議を予定しております。また、7月から12月にかけましては、各専門委員の選考委員会を経まして、約1,000名程度の先生方の委嘱手続を進めてまいります。

本評価委員会につきましては、年明け2月頃に専門委員選考の結果を踏まえまして、来

年度に実施する評価の実施体制について御審議いただく予定でございます。

このほか、本年10月には国立大学法人等の実務担当者向けのブロック別の研修会を予定してございます。

説明は以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございます。スケジュールについて説明いただきましたが、これについて何か御質問等ありましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。スケジュールですので、これで確定という審議ではありませんけれども、そういうことで予定を立てていただければと思います。どうもありがとうございます。

審議につきましては、以上で本日は終了ということになりますが、もう一度確認したいというようなことがありましたら、ご発言ください。何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、今回の議事につきまして、修正等が生じた場合には、私に御一任ということでおろしくお願いしたいと思います。

○委員長 さて、国立大学教育研究評価委員会委員としての任期は本年の6月末までとなっております。したがいまして、本日が現在の構成員での最後の委員会ということになります。本委員会につきましては、7月の改選後に、直ちに委員長を指名するための書面審議を行う予定となりますので、この点について、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、本日の会議は閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

―― 了 ――